

1. 登録手続き必要書類一覧表 (法人タクシー)

種 別		提 出 (提 示) 書 類							手数料(税込)	
(1)	はじめて登録するとき	運転免許証の写し	写真1枚	—	登録申請書 (第2号様式)	運転者証交付申請書 (第9号様式)	雇用条件及び雇用契約証明書	講習修了証の写し	住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)	3,400
(2)	登録取消処分後に再び登録するとき	運転免許証の写し	写真1枚	—	登録申請書 (第2号様式)	運転者証交付申請書 (第9号様式)	雇用条件及び雇用契約証明書	講習修了証の写し	住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)	3,400
【(6)②と同様の「運転者証」の返納の手続きが終了していない場合は、登録できません】										
(3)	運転免許の停止(40日以上)及び運転免許の失効により登録が削除され再び登録するとき	運転免許証の写し	写真1枚	—	登録申請書 (第2号様式)	運転者証交付申請書 (第9号様式)	雇用条件及び雇用契約証明書	講習修了証の写し	住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)	3,400
【(6)の手続きが終了していない場合は、登録できません】										
(4)	運転免許を更新したとき	(更新済み)運転免許証の写し	写真1枚	運転者証	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	運転者証訂正・再交付申請書 (第10号様式)	理由書(運転者証の有効期限が切れている場合)	—	注意事項8・9	1,100
(5)	事業者を変ったとき	運転免許証の写し	写真1枚	—	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	運転者証交付申請書 (第9号様式)	雇用条件及び雇用契約証明書	旧事業者から運転者証が返納されていることが必要です。(手続きできません。)		1,700
(6)	運転免許の失効または停止処分を受けたとき ※再登録時は(3)を参照	①すべての場合に必要	※運転免許停止に係るものは 運転免許停止処分書の写し		—	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	—	運転免許の停止(40日以上、短縮関係ナシ)および失効で届出が7日以上遅れている場合は、届出遅れの「 本人の理由書 」		無料
		②失効及び40日以上の特停の場合	※運転免許停止に係るものは 運転免許停止処分書の写し		運転者証	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	運転者証返納届	運転免許の停止(40日以上、短縮関係ナシ)および失効で運転者証の返納が7日以上遅れている場合は、 届出遅れの「本人の理由書」及び「会社の理由書」		無料
(7)	運転者証を紛失したとき	運転免許証の写し	写真1枚	—	—	運転者証訂正・再交付申請書 (第10号様式)	てん末書(2種類のうちいずれか)		1,700	
(8)	住所が変わったとき	(住所変更済)運転免許証の写し	—	—	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	—	住民票(原本)または住民票記載事項証明書(原本)	—	無料	
(9)	氏名が変わったとき	(氏名変更済)運転免許証の写し	写真1枚	運転者証	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	運転者証訂正・再交付申請書 (第10号様式)	住民票(原本)または(住民票記載事項証明書(原本)または戸籍抄本(原本))		—	1,100
(10)	運転者証を破ったり汚したりしたとき	運転免許証の写し	写真1枚	(破れ・汚れ)運転者証	—	運転者証訂正・再交付申請書 (第10号様式)	—	—	1,700	
(11)	運転免許証の種類や番号が変わったとき	有効期限が変わったとき	(新規変更済)運転免許証の写し	写真1枚	運転者証	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	運転者証訂正・再交付申請書 (第10号様式)	—	—	1,100
		有効期限が変わらないとき	(新規変更済)運転免許証の写し	—	—	登録事項変更等届出書 (第4号様式)	—	—	—	無料
(12)	謄本交付・閲覧請求するとき (請求者は当該登録運転者又はタクシー事業者(自ら雇用する登録運転者のものに限る))	運転免許証の写し	—	—	謄本交付(閲覧)申請書 (第7号様式)	—	—	—	400	
(13)	登録運転者業務経歴証明書を発行するとき (請求者は運転者本人に限る)	運転免許証の写し	—	—	経歴証明書交付申請書 (第10号様式の2)	—	—	—	400	
(14)	登録を消除するとき(申請者は運転者)	運転免許証の写し	—	—	登録消除申請書 (第6号様式)	—	—	—	無料	
(15)	登録内容を更正(錯誤、脱落等発見時)する場合	—	—	運転者証(記載事項に関わる場合)	更正登録申請書 (第5号様式)	—	運転者証の記載事項の更正申請書(記載事項に関わる場合) (様式第6:事務局へ照会下さい)		—	無料
(16)	運転者証を返納する場合	—	—	運転者証	—	運転者証返納届	運転者証に付箋及びメモにて退職日等を記入し、事由発生後7日以内に返納すること。7日以上遅れた場合は、理由書の提出が必要。		無料	
(17)	運転免許が取り消されたとき	—	—	運転者証	—	運転者証返納届	運転免許取消処分書の写し	—	無料	
主 な 注 意 事 項	1. 上記の(4)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(16)(17)の場合は、直ちに(7日以内)必要書類を提出し、手続きをしなければなりません。									
	2. 住民票(記載事項証明書でも良い)の写し及び戸籍抄本等は取得後3カ月以内のものでコピーは不可。(個人番号が記入されていないものに限る。記入ありの場合は、切り取る等により削除すること。)									
	3. 写真は、6カ月以内に写した5センチ角、単独・無帽・正面・無背景で顔の大きさが3センチ以上のもの。その裏面に氏名及び撮影年月日を記入して下さい。(写真を使用した最終手続き日から6ヶ月以内は省略可能) デジタルカメラにより撮影した画像電子データの場合は、ファイル形式はJPEG、100Kバイト以下とし、ファイル名に氏名(フルネーム)を記入して下さい。									
	4. 事業者は運転者が、退職または行政処分(運転免許の40日以上の特停および失効含む)等、運転者としての選任を解いたときは、運転者証を返納届とともに、直ちに(7日以内)返納しなければなりません。									
	5. 運転免許証の写し(参考様式あり)は、表・裏面の両方をコピーし、雇用されているタクシー事業者による原本確認を行った旨及びその日付記載の書面が必要です。									
	6. 運転免許証の有効期限の更新又は事業者を変った時などに合わせて住所変更の手続きをする場合、運転免許証の住所が変更されていても住民票が必要です。 7. 住所表記変更時にも、住所表記変更証明書又は住民票等により変更手続きが必要です。									
8. 運転免許の更新時に運転免許証が即日交付されず、裏面に「更新手続き中のスタンプ/新たな有効期限が押印」された場合は、事前に「運転者証有効期限延長シール交付申請書」を提出して下さい。										
9. 運転免許証の更新手続き時にやむを得ない事由(例:運転者の休日が土日祝日のみで平日に手続きができない等)により、旧運転者証を添付(返納)できない場合は、「旧運転者証の返納申出書」を提出して下さい。										
※手続きは郵送(書留郵便に限る。)でも受け付けます。ただし、注(15)登録内容を更正する場合を除きます。 ※各手続きにおいて、条件が整っていない場合、一旦お帰りのこととなりますので、充分に確認の上で、来訪下さい。 ※書類のFAX、電子メールでの取り扱いができません。(書類の事前確認は可)										